公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市市民環境部保険年金課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 8 年 11 月 13 日

彦根市長　　田　島　一　成

滋賀県彦根市長之印

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報
川﨑　美佳	国民健康保険法による書類(令和 8 年度彦保第 1005-1 号)
峯岸　越雄	国民健康保険法による書類(令和 8 年度彦保第 1005-2 号) 介護保険法による書類(令和 8 年度彦保第 1005-3 号)
米永　一成	介護保険法による書類(令和 8 年度彦保第 1005-4 号)